

# マイナ受付を用いた オンライン資格確認について

高台病院は、オンライン資格確認を行う体制を整え、当院を受診する患者さんの薬剤情報、特定・高齢者健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことができるようになりました。

なお、健康保険証でもこれまでどおり受診可能ですので、ご安心下さい。  
詳しくは[厚生労働省のWebサイト](#)をご覧ください。

月に1回の保険証確認時には、保険証、マイナンバーカードのどちらかを窓口へご掲示ください。

※オンライン資格確認にあたり、個人情報を『審査支払機関又は保険者への照会』目的で利用することとなります。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

			特例措置 (令和5年4月～12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	医療・情報システム基盤整備加算1	6点
	// を利用する	医療・情報システム基盤整備加算2	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	医療・情報システム基盤整備加算3	2点 (月1回)
	// を利用する	—	—

## マイナンバーカードを利用するメリット

- ・保険者証類(健康保険被保険者証/国民健康保険被保険者証/高齢受給者証等)
- ・被保険者資格証明書
- ・限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証

※限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。

ただし、世帯の中に収入申告をされていない方がいる場合は、各市役所窓口で収入申告が必要な場合がありますので、事前に各市役所へお問い合わせください。

- ・保険料の滞納がある世帯の方(短期証世帯の方)は、医療機関等の窓口で限度額適用認定証等を提示する必要があります。

# マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに  
マイナンバーカードを使う新たな方法。  
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

**POINT 01**

**より良い医療が可能に!**



初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

**POINT 02**

**手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!**



限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



**事前に登録するだけで利用できます!**



詳しくは 

マイナポータル

